福澤全集緒言

福澤諭吉

第十五

改暦辨

明治五年十一月九日改暦の發令あり其時の公文左の如し

今般改暦之儀別紙の通被仰出候條此旨相達候事

（別紙詔書）

朕惟ふに我邦通行の暦たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躔度に合す故に二三年間必ず閏月を置かざるを得ず置閏の前後時に季候の早晩あり終に推歩の差を生ずるに至る殊に中下段に掲ぐる所の如きは率ね妄誕無稽に屬し人知の開達を妨ぐるもの少しとせず蓋し太陽暦は太陽の躔度に從て月を立つ日子多少の異ありと雖も季候早晩の變なく四歳毎に一日の閏を置き七千年の後僅に一日の差を生ずるに過ぎず之を太陰暦に比すれば最も精密にして其便不便も固より論を俟たざるなり依て自今舊暦を廢し太陽暦を用ひ天下永世之を遵行せしめん百官有司其れ斯旨を體せよ

明治五年壬申十一月九日

一今般太陰暦を廢し太陽暦御頒行相成候に付來る十二月三日を以て明治六年一月一日と被定候事

但新暦鏤板出來次第頒布候事

一一箇年三百六十五日十二月に分ち四年毎に一日の閏を置候事

一時刻の儀是迄晝夜長短に隨ひ十二時に相分ち候處今後改て時辰儀時刻晝夜平分二十四時に定め子刻より午刻迄を十二時に分ち午前幾時と稱し午刻より子刻迄を十二時に分ち午後幾時と稱候事

一時鐘の儀來る一月一日より右時刻に可改事

但是迄時辰儀時刻を何字と唱來候處以後何時と可稱事

一諸祭典等舊暦月日新暦月日に相當し施行可致事

太陽暦　一年三百六十五日　閏年三百六十六日

（四年毎に置之）

一月大　三十一日　其一日　即舊暦壬申　十二月三日

二月小　二十八日　（閏年二十九日）　其一日　同　癸酉正月四日　（三月以下略す）

（別に時刻表あり二時は丑の刻とか四時は寅の刻とか記したるものなり）

以上の公文を見れば古來の太陰暦を廢し太陽暦に改むるのみにして甚だ妙なり吾々の本願は唯舊を棄てゝ新に就かんとするの一事のみなれば何は扨置き先づ大贊成を表したりと雖も抑も一國の暦日を變ずるが如きは無上の大事件にして之を斷行するには國民一般に其理由を知らしめて丁寧反覆新舊兩暦の相異なる由縁を說き其[illegible]の在る所を示して心の底より合點せしむる[illegible]已の[illegible]陰暦國にて[illegible]の暦は他に[illegible]に十二月なれども古來の慣行にて今日尚[illegible]るに日本に於ては陰暦を一時[illegible]して凡を一箇月の[illegible]を斷行しながら政府の布[illegible]を見れば[illegible]にして其[illegible]なるを知るに由な[illegible]なくして且つは[illegible]る人の乏しき[illegible]せざるを得ず左れば民間の私に之を[illegible]して[illegible]府の[illegible]を助けんものをと思付き匆々[illegible]りたるは改暦辨なり其起草は發令の月如[illegible]十二月[illegible]日は忘れたり少々風邪に犯され床の上にて[illegible]より午[illegible]に至るまで凡そ六時間にて[illegible]し[illegible]にて[illegible]の[illegible]もなかりしも[illegible]し三[illegible]を試みたるに何千[illegible]の際[illegible]同時に彫刻して[illegible]を[illegible]へずれ[illegible]に賣れ行く其有樣は之を見ても職白し一冊何錢とて[illegible]の知れたる定價なれども[illegible]も積れば山と爲るの[illegible]に洩れず發賣後二三箇月にして何かの序に改暦辨より生じたる純益の金高を調べたるに七百圓餘に上りたるとあり其時著者は獨り心に笑ひ此書を綴りたるは僅に六時間の勞なり六時間の報酬に七百圓とは實に驚き入る、學者の身に斯る利益を收領しても宜しかる可きやと恰も半信半疑に自から賦したるは舊藩士族根性の然らしむる所にして今尚は之を記憶す、二三箇月の後も賣捌は依然として止まず利益の全額は千圓も千五百圓も得たるとならん畢竟余が今日に至るまで何に一つの商賣もせず、工業もせず、家富みて餘りあるには非ざれども大勢の家族と共に心配なく生活して靜に老餘を樂しむは改暦辨のみならず他の著譯書より得たる利益の多かりしが故なり

又改暦辨の巻末に時計の圖を記して其見やうを示したり、つまらぬ事ながら其次第を語らんに德川の末年に世上一般漸く西洋風を催はし時の政府に在る貴顯の人々は何れも金の時計を懷中して價は二百兩も三百兩もしたるとならんに其時計を見る法を解する者甚だ少なし貴顯團座談などの折節、座中の一人が「もう何時で御座らう貴殿の時計は如何で御座る」と云へば隣席の人が懷中より光り燿く時計を取出し之を見て「最早や一時過ぎで御座る」と答ふるに此方も同じく自分の時計を見て成るほど左樣で御座るが「貴殿の長針は何時の處に居ます」との問に「長針は大抵三時で御座る」と答ふるは正に是れ一時過ぎ十五分前後のみとなり凡そ是等の問答にして其實は時計の實用を知らず吾々貧書生は自分に時計をも持せざれども次ぎの間から其話を聞て竊に捧腹に堪へず「旗本の樣が大祿を取て大きな金時計を持て其時計の見やうが分らぬか實の持腐りとは是れならん」などゝ冷評したるは每度のことなりしが維新の後も世間には必ず同樣の人物多からんと思ひ、くだ／＼しくも時計の圖解を示したるみとなり亦以て當時の世態を想ひ見るに足る可し

社說

行政の威嚴

我輩が前號に述べたる如く北越鐵道の爆裂彈事件は實に言語道斷の擧動なり素より無智無識なる頑民輩の暴擧に外ならざれども其事柄は容易ならずして將來に非常の影響を免かれざるとなれば飽くまでも嚴重に處分して今後を警めざる可らずとて本來その事件は決して偶發の出來事に非ず聞く所に據れば新潟市民の中には同志會とか名くる一個の團體あり從來も壯士などを使用し鐵道會社の役員に對して强迫がましき擧動を演じたることもなきに非ず今回同鐵道がいよ／＼開業に就てはます／＼反對の氣焰を高めて穩かならぬ模樣もありたるよしにて假令ひ爆裂彈の暴擧は意外なりとしても何か騷動の出來するならんとは地方人の一般に豫想しつゝありし所なりと云へば同地の警察に於て豫め注意を密にして警戒したらんには自から事を未發に防ぐの手段もなきに非ざりしならん然かのみならず同志會從來の擧動の如き地方の治安上、斷じて許す可きものに非ざれば解散を命ずるなり又は非行の廉あるものに對して嚴戒處分を行ふなり兼てより行政上に施す所あらんには今日までの極端に至らずして止みたるやも知る可からずならん然るに是等の點に注意を缺き遂に今回の如き容易ならざる出來事を演ぜしめて世間を騷がしたるのみならず畏る可き大罪人を出したるは畢竟地方警察の怠慢に歸せざるを得ず我輩は敢て其責任を問はんと欲するものなり然りと雖も近來の地方政を見れば其怠慢は必ずしも新潟のみならず各地方共に工業製造事業等の計畫實施に付き無智無識なる人民輩の反對運動は每度の事にして事業家の迷惑一方ならず而して地方官の當局は其反對運動に對して如何なる態度を取るやと云ふに多くは傍觀して無智輩の擧動を恣にせしむるの觀なきに非ずして實際に恰も其黨の申分を通さしむるの姿なるが故に反對運動の頻りに行はるゝも無理ならず今回の事件の如きも會から流行病に感染して然かも極端に趨りたるものとして見る可し左れば直接の責は固より地方官の怠慢に外ならざれども更らに其原因に溯れば畢竟中央政府の行政振はずして毫も威嚴の觀む可きもののなきが爲めと云はざるを得ず我輩の更らに大に問はんと欲する所なり抑も文明國の人民が政府の下に安心して商賣營業に從事し以て銘々の利益を謀り又國力の發達進歩を助くるは生命財産の安全なるが爲めにして即ち其安全を保證するは政府職務の最も重要なるものなり然るに目下の有樣を見れば法律上には其保證の確實なるにも拘はらず各地方の實際に徵すれば正當の營業に動もすれば無智輩の反對を見て自由を得ざるのみか遂には今回の如き出來事さへも生じて甚だ危險の虞なきに非ずと云ふ生命財産の安全未だ全く鞏固の實を見ざるものにこそあれば此一點に至りては我輩は大に政府の反省注意を促さざるを得ざるなり政府にては外人内地雜居の期限もいよ／＼近づきたるに付き改正條約實施委員なるものを命じ法律その他に就て調査中のよし法律上の調査も固より必要なれども若しも實際に今回の如き危險の掛念もあらんには外國人は容易に來らざるのみならん或はいよ／＼雜居して事業に着手の場合に至り萬一にも其生命財産に危險を及ぼすが如き出來事あらんには夫れこそ容易ならざる次第にして單に政府の信用に關するのみならず大に日本の國光を傷けざるを得ず國家の大事にこそあれば政府の當局者たるものは深く考へて從來の態度を改め先づ中央政府の威嚴を正して地方行政權の刷新に及ぼし地方民などの反對運動は嚴重に取締りて寸毫も假借せず其騷亂を根絶せしめ以て確に商賣營業の安全を保證せんこと我輩の乾度注文する所なり

○地方事情（五十二）

伊豫松山（其四）

十月廿四日發

●●●士族氣質　「武士は食はねど高楊枝」とやら當市の士族は彼の維新後一度家祿奉還の令出でし際一時に分外の金の手に入るを喜び後事を思はずして我れも／＼と奉還願をなし有るに任せて金錢を溜水の如く使ひたるより間もなく零落して家も藏も賣り盡し果ては乞食となりし者多く（家老中にも今の代議士鈴木重遠氏外一二名を除けば皆乞食となれり）其影響は延て廿年後の今日に及び士族と云へば大抵は貧乏にて少しく文筆の素養ありて前[illegible]を辨ち大小官衙に出仕し七

入間或は十圓位の月
此他は推して知るべ
は曉星のみ、斯くて
維持し乞食と迄成下
氣質の備は失せざる
す事は中年以下の人の
し現に此樣も亦の他
親戚と絕交せんとす

●●●政黨と士族　一般人
選擧等を五月蠅がり
に報道せり士族の政
前項に記する如く士
り一言半句にても政
中を明したる上は其
に熱するを常とし
擧等には全く狂する
員（一名）の選擧を行
事[illegible]員）中の士族は
かれ約束したる結果
したる人を選擧し之
しものあり是に於て
も商人を憎むの餘
るものをさへ生ずる

●●●士族と商人の軋轢
曰く「町人のウソツ
ス（古來士族慣用の
曰く「貧乏士族奴が」
將來●　事情右の如く
土地の區域即ち城の
將來は士族黨と商人
の起れるは決して誤

●●●松山市と衞生　當市の
列制赤痢の類は他地方
と相前後して發生し
時なし故に市民は自か
て常に歎息し居れる
全なるにありて各戶
設け之に下水を流し
れり「松山は惡疫の
斯く衞生上恐るべき
下せしむる溝河のな
ざるに出づるなり

●●●下水道布設行はれず
會にて下水道布設の
し技師を聘して設計
るは使り今日の貴市民
とは到底行はれざるよ
の第十一職會に出づべ
のなるかを待つもの

●●●井水試驗の成績
水試驗の成績なり本縣
月より此程迄に[illegible]
試驗井戶數二百五十
在せるもの）
内
飲料に適するもの
濾過後にわらされば
料に適せざるもの